

## 救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）相互応援に係る基本協定

関西広域連合及び福井県（以下「両者」という。）は、広域救急医療体制の充実に資するため、関西広域連合が滋賀県に基地病院を置いて運用するドクターヘリ（以下「京滋ドクターヘリ」という。）及び福井県が運用するドクターヘリ（以下「福井県ドクターヘリ」という。）を応援のため相互に利用できることとし、そのために必要な基本的事項について、次のとおり基本協定を締結する。

### （定義）

第1条 この協定において「ドクターヘリ」とは、重篤救急患者が発生した場合に、消防機関等の要請により、救急専門医及び看護師等が同乗して患者発生現場等に出動し、当該現場から迅速に救命医療を開始し、高度医療機関に至るまで連続的に医療を提供することにより、重篤救急患者の救命と後遺症の軽減を図ることを目的とした、救急医療に必要な医療機器、薬剤等を備えた救急専用ヘリコプターをいう。

### （相互応援）

第2条 両者は、それぞれが運用するドクターヘリが既に出動している場合又は何らかの事情により出動できない場合に限り、相互応援のために相手方のドクターヘリの出動を要請することができる。

### （運用に関する基本的事項）

第3条 ドクターヘリの要請をはじめ、消防機関等が実施すべき基本的事項については、『京滋ドクターヘリ運航要領』及び『福井県ドクターヘリ運航要領』の運用に基づき実施するものとする。

### （出動範囲）

第4条 ドクターヘリの相互応援に係る出動対象地域は、原則として福井県嶺南地域及び滋賀県湖北地域とする。

### （患者搬送先）

第5条 ドクターヘリの相互応援に係る出動による救急患者の搬送先は、原則として、両者があらかじめ指定した医療機関とする。ただし、何らかの事情で受入れができない場合は、この限りでない。

(費用負担)

第6条 この基本協定に基づくドクターヘリの出動について、両者は相手方のドクターヘリの出動を要請し、利用した実績に応じ、その費用を負担するものとし、具体的な内容は実施細目で定める。

(委任)

第7条 この協定の実施に関し、上記に定める以外に必要な事項は、実施細目で定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度両者が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、令和4年5月20日から効力を有する。なお、本協定に係る効力発生をもって、平成30年9月28日に両者の間で締結された救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）の共同利用に係る基本協定に係る効力については、その効力を失う。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者が署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年5月19日

関西広域連合長 仁坂吉伸

福井県知事 杉本達治